

枝幸町通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成31年3月

枝幸町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

昨今、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生していることから、平成26年度に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、「枝幸町通学路交通安全プログラム」を策定し、安全確保対策に取り組んできました。

しかし、全国的には地震によるブロック塀倒壊に伴う登校中の死亡事故や、下校中の児童が殺害される等の痛ましい事件も発生していることを踏まえ、登下校中の交通事故や自然災害による事故防止に加えて、防犯の観点からも、再度緊急合同点検を実施し必要な対策内容について協議し、平成31年3月に「枝幸町通学路安全プログラム」に名称を変更しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・ 枝幸町教育委員会 ・ 枝幸町建設課 ・ 枝幸町企画政策課 ・ 枝幸町町民課
- ・ 枝幸町校長会（小中学校代表者）
- ・ 枝幸警察署
- ・ 稚内開発建設部浜頓別道路事務所
- ・ 稚内建設管理部歌登出張所

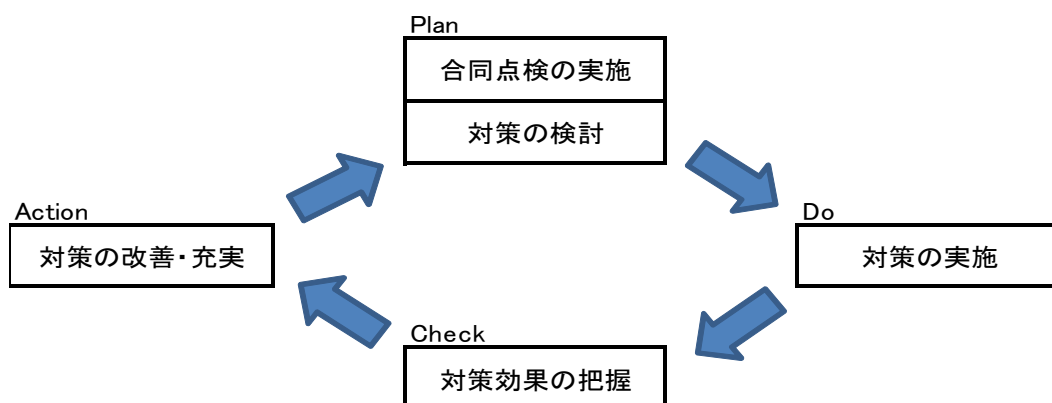
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の小・中学校をそれぞれ1年に1回、合同点検を実施します。なお、道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合は、その都度合同点検を行います。
- ・積雪時の危険箇所については、関係機関の情報や積雪状況に応じて、適宜対応します。
- ・通学路上の空き家については、関係機関との連携や登下校時の指導等により適宜対応します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・本会議メンバーにより、合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

各小中学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、各小中学校の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図